836
209
3

蓼草年録

堤蟻叢書

四十三

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3

ガラス使用

堤蟻叢書

四四

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3

ガラス使用

帝國圖書館

安政六年己未
[illegible]

魯西亞佛蘭西英吉利阿蘭陀亞墨利加ト條約
[illegible]
右條約寫[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

大正
9. 5. 27
購求

高野藏書

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3

ガラス使用

魯西亞
佛蘭西
英吉利
阿蘭陀
亞墨利加

國條約並稅則

五冊

帝國大日本大君と全魯西亞國帝と懇親を厚ふし及び兩國人民貿易の規則を立て永久の基と一愈完全ならんことを欲して條約を取結ぶ事を定めらる日本大君は永井玄蕃頭井上信濃守堀織部正岩瀬肥後守津田半三郎小命し魯西亞國帝はエフミエース、フーチャチンに命して次の條々を議定さす

第一條

安政元年寅十二月廿一日 即千八百五十五年 下田にて定めらる約書は此條約と共に存し置同附錄は安政四年巳九月七日 即千八百五十七年 第一月十六日 第二月七日 長崎にて定めらる追加約書は廢すべし

第二條

向後日本政府をサンドペートルスブルグに在留する改事に預る役人を任し又魯西亞國の各港の内に居留する諸取締の役人及び貿易を處置する役人を任すべし其改事に預る役人及び頭立ち取締の役人は魯西亞國に到着の日より其國の部内を施行すべし

魯西亜國帝ハ江戸ニ居留スル千フロテキーアゲントヲ任セ〻シ此ヲフロテキーアゲント及ヒ
コンシュルゼネラールヲ其職務ヲ行フ時ヨリ日本國ノ部内ヲ旅行スル免許アルヘシ

第三條

下田長崎箱館港ノ外次ニイフ處ノ場所ヲ左ノ期限ヨリ開クヘシ

神奈川　午七月ヨリ十一ヶ月ノ後ヨリ　即千八百五十九年七月一日

兵庫　同断九十二ヶ月ノ後ヨリ　千八百六十三年一月一日

此外日本西海岸ニ於テ九十六ヶ月ノ後十八百六十七年一月一日ヨリ一港ヲ開クヘシ其場所ハ名ハ開港ヨリ前ニ魯西亜コンシュルヲ達スヘシ神奈川ヲ開サシ後六ヶ月ヲ以テ下田港ハ鎖スヘシ

第四條

魯西亜政府ハ日本開港ノ場所ノ内ニコンシュルアゲント或コンシュライルアゲント等ヲ住セシムル事ヲ得

日本政府ハ其場所ニ於テコンシュル并コンシュライル役所附属ノ家及ヒ史ニ属スル學子校病院等取建ヘキ壹ノ場所ヲ貸渡スヘシ

第五條

前文五港ノ場所ヲ除テ魯西亜人連綿在留又ハ一時逗留ヲ許スヘシ其ヒカ等ハ一箇ノ地ヲ價ヲ出シテ借ル其所ニ建物ヲ作リ又新ニ社祠家屋倉庫等ヲ建ル事ヲ許スヘシトイヘトモ是ヲ建ルニ托シテ安害ノ場所ヲ取建ルヲ以テ成スヘカラス此條ノ爲ニ其建ルトコロヲ新築改造修復ノ節々日本役人ノ指揮ヲ受クヘシ

魯西亜人建物ノ爲ニ得ル場所并港ノ定則ハ各港共役人ト魯西亜コンシュルト議定スヘシ若議定シカタキ時ハ其事件日本政府ト魯西亜フロテキーアゲントニ示シ處置セシムヘシ

第六條

魯西亜人唯商賈をなす者にのミ江戸並大坂に逗留するを得へし

江戸　千八百六十二年一月一日より元治元年七月の後より　千八百六十三年一月一日

大坂　同所五十二ヶ月の後より　千八百六十三年一月一日

此両所の町小に於て魯西亜人建家を價を以借るを相當なる一區地場所並散歩をゝ規程ハ追て日本役人と魯西亜の干渉なくして談定すへし

第七條

日本に一時或ハ連綿在留の魯西亜人家着を携ゝる事を免し且自ら其宗旨を念し宗法を修するを得へし長崎に於て踏繪の往来ハ既に廃きり

第八條

日本開港の場小於て魯西亜人逍歩の規程左の如し

箱館　各方へ十里

長崎　其町の周圍をつゝる御料所を限とす

神奈川　江戸のゝ方に於て六郷川岸と品川の南とを限とし其他ハ各方へ九十里

兵庫　京都を距るゝ十里の地を除ゝ各方へ十里兵庫と大坂との間ハ海湾を合ゝる猪名川の川筋を越てゝ

都て其里数ハ各港の奉行所ゟ陸路の経度之其里数ハ魯西亜尺度ゟてシュルステン三百三十二サツセン即一萬四千百七十五フート西海岸にて迫て聞くへゝ一港歩行の規程ハ日本役人と魯西亜十万七千キアケントと談定すへし

魯西亜人重立ゝる悪事ありて裁断を受又ハ不身持ゟて再ひ裁許之處をられしを名ハ居留の場所ゟ一里の外に出すへゝ其者等ハ日本官吏を行所ゟ国地退去のゝと魯西亜コンシュルゟ達すへし

其者を誘引合等コンシュル紀律の上退去の期限猶豫の我利叶ハゝ其期限ハ没して去ル年を我国尽ゝ

寺社及ひ休息所を除くの外凡て城堡役所及ひ人の招なくして来訪へからす

第九條

双方国人品物を賣買するを得る港口并役人異同を合いん諸日本人魯西亜人より得てする品ことと賣買し或ハ所持し用ゆることを得へし（此條約締結ノ時国中ノ例ニ依ル）

魯西亜人日本の賤民を雇ひ高賣向其外諸用事ハ日本役所へ申立へきことを心得へし

第十條

総て国地より輸入輸出の品ハ別冊の通り日本役所へ運上を納むへし

日本の運上所にて荷を申立の價を好むことを察する時ハ運上役より相當の價をつけ其荷物を買ふことを許すへし若し荷主若是を否む時ハ運上役人より什物ふ価を従て運上を納むへし然る時ハ其價を以直に買上へし

輸入の荷物定例を運上納済の上ハ日本人ハ国中に輸送すること別に運上を徴すること無し

日本の運上所にて荷を改る時ハ魯西亜人も同席すへし

魯西亜政府海軍用意の品神奈川長崎箱館の内ニ陸揚し庫内に蔵めて置日魯西亜政府書人等護するものハ運上の取扱を免し其品茂賣捌ふ時ハ賣受人より規定の運上を日本役所に納むへし

第十一條

阿片の輸入ハ厳禁たり若魯西亜商船三行（魯西亜量目四ポンドヲ以テ一ポンドトス）三十六ポンドニツキ以上を持渡ハ其過量の品ハ日本役人是を取上へし

魯西亜人日本にありて阿片商賣する時ハ其品取上一行ニ付二十ルーブルの過料を日本役所に納めた後本国裁判の後を以罪をなすへし

第十二條

軍用の諸物は日本役所の外へ賣るべからず若
米或變の日本逗留の魯西亜人及び船と乘組
の用意不足なく迚も積荷そろうて輸出
産する所の銅は日本要用の餘分かぐれば其時に日本役所にて分けこれと交換
すべし

第十三條

外国の諸貨幣は日本貨幣同種類の同量を以て通用すべし金銀は金銀
双方の国人互の品物の代料を拂うに日本と外国との貨幣を同量の
開港後九ヶ年の内各港の役所より日本の貨幣ゆとは魯西亜人願次第引替
日本諸貨幣、銅銭は除 輸出を得
も輸出すべからず

第十四條

双方国人の争論ある時は両国の役人吟味を遂げ日本人罪ある時は日本役
そのむねを深し魯西亜人罪ある時は其国ヘコンシュル
下田條約の定めの如し法を犯せる魯西亜人の事いまだコンシュル願ず候て
裁断すべし其雑費は事毎に魯西亜コンシュルより相當の償をなすべし魯西
亜コンシュル居合さる港まて犯法の魯西亜人は日本役人取扱最寄のコンシュル
達しこれを處置せしむべし

此條約中の規定並別冊の訳をる所の法則を犯すに於ては魯西亜コンシュル
裁断所へ申達し同所にて吟味の上重き品は過料は日本貨幣にて
第十五條

追て日本と魯西亜との條約を改め又は加入せんとする時は両国政府再

検そうの當処たるといえども此條約調判より九十四年戌歳より一年前に通達すべし

第十六條

此後他国のものに許容せる廣狭猶豫をもって亜墨利加合衆国人を免すべし

第十七條

此條約の語、来未年六月二日即千八百五十五年七月一日より施行すべし

本條約の語、日本大君の御名と璽印を署し先中倶々名を記し高官のものの倶々名と記し一国印を鈐して以て證とすべし

此書、来未年六月二日即千八百五十九年七月一日より後六年を過ぎざる内或いは其以前なりとも都合次第又はサンドペトルブルグにおゐて取換すべし

右双方の全權各本國の文字を調印し和蘭譯文、双方通詞名を記しおのおの一通を得て有事のものや

安政五年戊午七月十一日

永井玄蕃頭 花押
井上信濃守 〃
堀 織部正 〃
岩瀬肥後守 〃
津田半三郎 〃

税則

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

日本開港ニ於テ墨西亜商民貿易ノ章程

第一則

日本開港ノ場所ハ墨西亜商船入津次第二十四時中（墨西亜ノ十八時）小船司又ハ頭立タルモノヨリ日本役所ヘ墨西亜ヨリノ受取ノ書付ヲ差出スヘシ

此請取書ハ墨西亜国ノ検通ヲ認タル船司錨其ノ書類ト墨西亜コンシュルヘ預ケタル受取書ヲ

其上ニテ其ノ事ノ次第ヲ出書ヲ出スヘシ

右差出書ハ入津ノ船ノ名其船ヲ仕出シタル港ノ名噸数船司又ハ頭立ルモノノ氏名乗組来ル旅人ノ名（幷ニ船ニ積ミ居ル金銀ノ高ヲ認ムル）等ノ概略ヲ認メ又ハ頭立ルモノノ奥書致シ

其名前ヲ書載スルモノナリ

同時ニ其船ノ積荷ノ告書ヲ役家ヘ預ケ

右ハ其荷物ノ目録（譜牒）并ニ幷ニ付入目仕数ヲ認メ送状ヲ添テ差出スヘシ

先ノ人ノ名前ヲ記シルスルモノモ

船中用意ノ品物ノ目録ヲ告書ヘ加フヘシ

但船中用意ノ品ヲ書分ノ通相違スルトモ船司又ハ頭立ルモノノ氏名乗組来ル旅人ノ名前ヲ記スヘシ

此告書ノ文面相違ノ廉ヲ日本十二時（墨西亜ノ二十四時）ノ中ニ心附改ルニ於テハ過科ヲ免ルヽ及ヘシ其期限ヨリ後ニ書改ルヽ又ハ告書ヲ差出シ方遅滞スルニ於テハ二十ルーブルノ過料ヲ日本役所ヘ納ムヘシ

告書中ニ書載スル品ニ違ヒ陸揚スルニ於テハ其品ヲ納ムヘシ

船司或ハ頭立ることの入港の手数書の期限より急ぐは急ぐ毎に八十一ルーブル
の過料を日本役所へ納めべし

第二則

日本政府より其港内入津の船々（軍艦を除く）を運上方改めの役人乗込る事當然ることし」
露西亜と和親の外国のコンシュル又ハ日本運上所まで届け出べし

第三則

日本政府より其港内入津の船々（軍艦を除く）を運上方改めの役人乗込る事當然ることし」
露西亜と和親の外国のコンシュル又ハ日本運上所まで届け出べし
乗組の者ハ右役人を丁寧に取扱ひ船中まで出迎ふべし
夜中ハ日本役所より免ぜざれば荷物（揚）荷船へ出ス荷物を仕廻ふ
べからず夜中ハ日本役人鍵を卸し又ハ印封しまたの取締をなすべし
もし方一免るゝことありて荷を卸し又ハ鍵を卸し封を破り品物を引出したる
其犯たる人毎に八十一ルーブルの過料を日本役所へ納むべし

日本役所より當然の届出を出さずして荷卸しまたハ其事を謀る品ハ
次の七條を定むる通取押へ日本役所へ取上るべし
荷物の中高價の品ニて積荷目録を載せず取隠し置収納を減らんと仕
組むることの其品を日本役所へ夜ぐるし
日本の商人ニて陸にて密賣買をなすまじ論其仕組ある魯西亜船ハ其品
と日本役所へ取上て犯主をして一千三百五十ルーブルの過料を納むべし
修復の爲入津の船しの積荷ハ運上なくして陸揚し日本役所へ預ケ置し保藏
數作業人等の諸入用ハ相當の價を出すべし若其荷物ハ肉を腐爛ス
時ハ其荷物又ハ親定の通の運上を日本役所へ納むべし
積荷を同港内の他船へ移す時ハ日本役人臨ミの上事情明白ニ相分て免状
を受る上ハ定ル運上をなし

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3
ガラス使用

第三則

品物を送る荷主又ハ引受先の者より入津の荷物と陸揚せんとする時ハ其荷物差出書を日本役所へ出すべし

差出書面ハ荷主又ハ引受人の名前積送たる船の名荷物の譜牒番付其荷物の代料を認め其惣高を其書付のまゝ認むべし

都て此差出書付ハ持主引受人認ける偽りなき旨を申ける書面にて日本役所の規定を觸出しける隠し荷物なきやう諸穿索して銘々名前を記むべし

右之通り積荷目録又差出等の書類ハ日本役家に差出右書付を以積荷同意品等取調済次第品物と共日本役家にて調うたるべし

日本役人右の通り差出したる荷物の内又ハ其惣高と其船積入津の節と相違所ゝ夜寄せ改め見るであれハ輸入人の失費相償ひ成共品物の損をさゝ

様よふく改済の上ハ素の如く取扱来りしを取調方格別の時日を費さゝるべし

荷主又ハ輸入人銘々持受の品改済役所より引渡さゞる以前輸入の途中日本役所へ注文さゝる以前の事を破壊損傷の品々心附時々当人が其段運上役所へ申立其品取扱ひ懸業者云

廉潔なる事両人立会置紛敷事なきやう品物毎々損高を歩割り記し其譜牒番数とも其書に認めさせ其日本役人立会の者名を記すべし

右の諸荷物を持参の差出書付と添勘高の内を引落すべし尤條約第十ヶ條の取極の通運上役家まで取扱ふべき旨の改障つゝしむべき事

諸運上納済の後運上役所より陸揚不苦段免許状を渡すべし品物渡し方ハ運上役所まても船中まても其物者の願ふ任すべし

輸出ハ極らざる荷物ハ船に輸送する前廉に運上役所へ船名荷物の譜牒番付入高并数量目性合并代料を記したる差出書付を出し書面の通偽りなき由を輸

出人ヲ證據トシテ其名前ヲ認ムヘシ

運上役所ヘ差出ス前船中ヘ積込ムヘキ荷物並ニ霧ヲ荷積ノ中ヨリ入ヲ看ムヘキ故ノ上日本役所ニ於テ細旅客ノ當用ノ衣類ハ運上役所ヘ差出書ヲ出スニ及ハス

第四則

出港手數ヲ願フ船々ハ日本十二時（魯西亜ノ二十四時）前ニ運上役所ヘ申立ヘシ若シ右ノ數迄ニ取扱ハヌ事ニ論ナクシテ右手數差遣ヲ取扱ハヌ事ニ論ナクシテ右手數差遣ヲ立ツルトキハ其船ノ取引人等ヘ其段申渡魯西亜ヨリ云ヘ

魯西亜國ノ軍艦ハ入港出港運上役人（先觸リヲ為ス役人差揃ヒヲ為ス）魯西亜國飛脚ノ為ノ蒸気船ハ入港ノ手數ヲ一日ヲ以テ日本ニ立寄ル旅客荷物ノ外ハ告書差出ス一書面ノ手數ナリトイヘトモ何ヶ度ニテモ入港度毎ニ出港

第五則

税則ヲ修約書中ニ船ト唱フルモノハ「スキップ」バルク ブリッキ スクーネル スループ蒸気船等ヲ都テ云フ

第六則

日本運上役所ノ規則ヲ違ヒタル偽リノ差出積荷目錄ヲ出シ記書ヲ名前ト記ルル船ハ其犯ス毎ニ百二十八ルーブルノ過料ヲ日本役所ヘ納ムヘシ

第七則

噸税ハ日本開港ノ場所ニテモ魯西亜船ヘ取立ハセストモ魯西亜船ヘ取立ツヘシトモ定ム

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

其地への運上役所に納むへし

壹船の入港手數ヶ条 二十ルーブル 二十コピーキス

壹船の出港手數ヶ条 十ルーブル

運上所より出る各免状其外の各書ヶ条 二ルーブル 二コピーキス

高税目錄

魯西亜人日本開港場所ヲ持越ー陸揚する諸品物右日本役所ニ届ケ目錄之通運上を納むへし

一類

貨幣ヲ造ルたる金銀其貨幣ヲ造ラさる金銀當用の衣服

家財其版本 但し高貴の為ニせらるる幸ニ在留ニ及ふ魯西亜人所持の物をよ

右の品々ハ運上為ー

二類

舩の造作修復装置の為ニ用ゐる諸品物鯨漁道具の諸品

蒸気機器

石炭 トタン 鉛 錫 生絲

米穀 パン其パンの粉 鹽漬食物の諸品 沽酒の諸類

右の品々ハ五分の運上を納むへし

三類

都て蒸溜醸又ハ他の法ニて製ー心神を醉ーもる飲とのを

右ハ三割五分の運上を納むへし

四類

総て前類の内ニ記さる品々ハ二割の運上を納むへし

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3

ガラス使用

金銀貨幣並樟銅の外邦て日本産の品を積み荷として輸出する時出ろの運上を納むへし

右神奈川開港後五年に至り日本政府と各国公使と協議取極

佛蘭西皇帝と日本大君と信義を結ひ両国の人民交易を通其交際の永くこうろうして両国の為利益ある交易の條約を定んと欲して佛蘭皇帝より全權の使節エウシベテイスラルイスコロノクミを遣し日本大君い其事を水野筑後守永井玄蕃頭井上信濃守堀織部正岩瀬肥後守野々山鉦蔵介命し双方委任の書状照應して左の條約を定めり

第一條

佛蘭西国と日本国と世々親睦あるへし佛蘭西国の人日本に居留せん其人々を日本におゐて懇に扱ふへし　日本国の人佛蘭西国に於ても又懇に扱ふへし

第二條

佛蘭西国よりミニストルを日本江戸に差越し一年に日本の国ろある港へ佛蘭西の三ヒル又い其代りのものを差越へし

日本ヲ居留スル佛蘭西ノコミストル並ニコンシュルゼネラールヲ日本国ノ部内ヲ旅行スル免許ヲ与シ日本国ヨリ政事ヲ預ル役人ヲパレイス〻遣スヘシ日本国ヨリ佛蘭西ノ港ニ取締ノ役人及交易ヲ司ル置ル役人ヲ遣シ其政事ヲ預ル役人及ヒ頭立タル取締ノ役人ヲ佛蘭西国ノ部ヲ旅行セシム

第三條

神奈川長崎箱館港及ヒ村ヲ安政六未ノ年七月十七日西洋紀元一千八百五十九年八月十五日ヨリ佛蘭西人交易ノ為ニ開クヘシ

新潟港若其港ヲ開キ難キ事アラハ日本西ノ方ニテ別ニ一ツノ港並村ヲ午ノ年ヨリ九十五ヶ月後ヨリ一千八百六十三年一月一日ヨリ前ニ開クヘシ

兵庫港並村ヲ午ノ年ヨリ九十五ヶ月ノ後ヨリ一千八百六十三年一月一日ヨリ前ニ開クヘシ其居留ノ地ヲ一ヶ所ニテ備ヲ出シ地ヲカリ住宅倉庫ヲ建ル事ヲモ許シテ要害ノ場所ヲ取建ルヲ以テ妨ヲナスヘカラス尤ヲ為佛蘭西人家ヲ建又ハ普請ヲスル節ハ日本役人時ニ臭改ヲナスヘシ

佛蘭西人住宅倉庫ヲ建ル地ハ日本役人ト佛蘭西コンシュルト相談ノ上定ムヘシ

港々ノ定則ハ日本役人ト佛蘭西コンシュルト相談ノ上定ムヘシ若談定ラサル時ハ佛蘭西ミニストルト日本政府ヨリ申立相談之上取計フヘシ

佛蘭西人居留ノ場所ニ塀垣等ノ圍ヲ設ケス出入自在タルヘシ

佛蘭西人遊歩ノ短程左ノ如シ

神奈川ヨリ六郷川筋迄歩行スヘシ（其川ヨリ川崎ト品川トノ間ニ有）其外ヲ十里迄行フヘシ

箱館ヨリ十里四方ヘ行フヘシ

兵庫モ同様ヲ以テ京都ノ方ヘ行ヲモ十里ノ内ヲ歩行スヘシ

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

佛蘭西船々の乗組人を猶名川筋浅瀬有之候間
里数を役所又は御用所より陸路之程度より長崎八其所
新潟又は右に代り港湾歩之規程を追る日本政府と佛蘭西
只商賈を致す間の外佛蘭西人一ヶ年に付五ヶ年一月一日
三年一月一日より大坂在留を止し又右二ヶ所に於て佛蘭西人日本の家を買
候とも一區の場所差支歩の規程に追る日本政府と佛蘭西のミニストルと相談の上定むべし

第四條

日本にある佛蘭西人自国の宗旨を勝手に信仰いたし其居留の場所に宮社を建るも妨なし
日本におゐて諸費の仕来は既に廢せり

第五條

日本にある佛蘭西人の間に争論之儀有之候ハヾミニストル又はコンシュル取計ふべし

第六條

佛蘭西人日本人に對し若訴訟の事有之候ハヾ佛蘭西コンシュル
蘭西人に對し不埒のふるまいの日本役人之訳有之候ハヾ日本の法度を以吟味を遂
煩なく取計ふべし

第七條

佛蘭西人日本人に對し若訴訟の事有之候ハヾ佛蘭西コンシュル
一實意に取計ふべし又日本人佛蘭西人に對し訴訟有之候ハヾ奉行所へ其事を告奉行所にて
事の次第を吟味し實意に取計ふべし若佛蘭西コンシュル取計ひ兼る節は日本高官の助成
かり相談之上取計ふべし

第八條

佛蘭西人日本の開るゝ港にありて自国の品物は勿論他国の品物にても高貴いたす事

苦しからんとて之を日本禁止の品物を高賣いたす者又は他国より品物を持行高賣いたす事苦しからん其節を定めある通り運上を出すべし

武家より日本政府并に外国人の外賣をゆるし佛蘭西人日本人と何品によらず日本役人立会ゐて賣買苦しからん代金を拂ふの節も同役ゐてよろし

日本人を何人に寄らず佛蘭西人と品物賣買致し所持致す事苦しからず

日本にある佛蘭西人日本の賤民と雇ふ障りなし

第九條

此度定る所の法を條約の通り守るべし此條約并交易の法を十分に取行ふ為の規律を全備せんと要せば佛蘭西ミニストルと日本高官と相議定べし

第十條

日本禁制之品持渡らざる事を又は偽りて運上浅きてる事を妨ぐる為に日本改革

港々に校を立置し條約又は交易の規則を守らざるもの、過料又は荷物を没収日本政府へ取上置し

第十一條

佛蘭西船日本の湊へまゐる時は水先のことの勝手を雇ふべし

佛蘭西人備歟并運上拂済の上にて出帆の節港外迄水先案内は勝手に雇ふべし

第十二條

佛蘭西人持渡りたる品物運上納済にて日本役人より請取書を請取外国へ持行く時は運上取立ざる事有べし

第十三條

佛蘭西人日本の湊へまゐる港へ持渡りたる品物定例の運上拂ひ上は日本人国中を持行くとも

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

第十四條

外国の貨幣を日本にても通用いたすべし其通用を日本の貨幣と外国の貨幣金を金銀を銀と懸合をもし

佛蘭西人日本人との商賣は日本の貨幣と外国貨幣と取交用もあるし

日本人外国の貨幣に慣るゝれば交易の初発に當用丈は日本貨幣を外国貨幣と懸合

せ役所にて佛蘭西人に引渡遣すべし

日本通用金銀と外国の金銀を持行るゝ事を禁ずるにあらず

金銀は持行へらるゝ

第十五條

佛蘭西人品物持渡り運上をさし拂ふの為其價を減しまたは

相當の價を付をもし佛蘭西人其價にて承允せば其價をかりを減する事をゝ日本役人に買

入るゝ若是を否む時は付ある價に從て運上を納むへし

第十六條

佛蘭西軍艦難船又は難風に逢日本の地に漂着致しかゝる

を加ひ最寄まある佛蘭西コンシュルに送るへし

第十七條

佛蘭西の軍艦に届ふる好要の品々を運上をゝ神奈川並に箱館長崎の庫に入置佛蘭西

番人守る處し若其品日本人又は外国人に賣拂ふ時を買取るゝ外品同様日本役

所に運上を出すべし

第十八條

日本人佛蘭西人よりの借財を拂ずそして出奔いたしたる節は日本役人吟味いたし拂方致

さすべし佛蘭西人日本人よりの借財を拂ずそして出奔いたしたる節はコンシュル吟味いたし

拂方いそしむべし双方役人より其償財を償ふ事成るべし

第十九條

以後何事ありても外国人へ免許せる事は佛蘭西政府又は佛蘭西人へも同様に免許つかるべし

第二十條

今より凡十四ヶ年後より此取極めある條約の内改むる事あらば日本政府又は佛蘭西政府より一年前に知らせ置双方談判之上改むべし

第二十一條

佛蘭西ミニストル並ヨコハマより日本高官へ書面にて掛合の事あらば佛蘭西語を以てすべし日本にて速に解する為め五ヶ年の間は都る日本語并佛蘭西語にて認むべし

第二十二條

此條約本書は佛蘭西皇帝自ら名を記し印を押し日本大君奥印いたして今より後一年を内に佛蘭西使節と日本委任の役人と江戸において此條約は佛蘭西語を用ひ日本にても和文を用ひ元かなを添へ其文意は何れにも同様なれども若し両国にて通ずる和蘭語の譯文を双方より添へ若條約を解くに事あらばその蘭文を以て証とすべし此文は魯西亜英吉利亜墨利加條約に添る和蘭陀譯文と同義なり

安政六未年七月十七日 西洋紀元一千八百五十九年八月十五日

右其日より執行つかまつし

其證據の為安政五午年九月三日江戸において前に載る両国の全權此條約に名を記し調印するものなり

氷野筑後守 花押

永井玄蕃頭 〃

税則

井上信濃守
堀織部正
岩瀬肥後守
野々山鉦蔵

日本開ける港ごとに佛蘭西商民貿易章程

第一則

日本開港の場所へ佛蘭西商船入津次第二十四時中（佛蘭西の廿八時但日曜日を除）に船司又は頭立る者より日本役所へ佛蘭西コンスルの請取の書付を差出し候

此請取書は佛蘭西国の校通語ある船目録其外之書類を佛蘭西コンスルに渡ケる請取書ろう

若し其者共其船の差出書を出さゞるとき

右之入津の船の名其船の仕出し場の港の名噸数船司或は頭立る者の名乗組人の名（乗組まざる節は記さゞる）一船の乗組人数を記すことのにして書面の通相違なき旨を私

司或は頭立る者の奥書いたし証拠として船人の名前を記さゞるときは

同時に其船積荷の告書を役所に預くべし

右之其荷物の記號并番付且其入目仕數等を送状と詳に通と写し荷物引受先
の人々の名を記せることのよう
船中用意の品物の目録も告まるへ加ふ事し
但船中用意の品も書面之通相違あるに付船司又ハ頭立
此告書の文面相違の廉十二時 但蘭西の二十四時
の中仁附き改るにおゐてハ過料の次ニ
及ぶ若其期限後くまて書改る歟又ハ告まるに
の過料を日本役所へ納むへし積荷勘目録告まる中ニ載さる品を陸揚するにおゐて
ハ其品二重之運上を日本役所へ納ル事し船司或ハ頭立ものハ後の手數例方
前まる期限後ニて時ハ過料として一日毎ニ二百二十四フランクの過料を日本
役所へ納ル事し

第二則

日本政府より其港内入津の船ニ軍艦を小運上方改め役人等乗組の者とも右役人ニ對し不敬無之て寧取扱ふ事
及し夜中ハ日本役所より許しなくして荷卸ス事
並口メリにても夜中ハ日本役人鍵を卸或ハ印封一まての取締をなし主ル方一
許しなくして又ハ鍵印封を破る品物を引出す等のことの其犯せる人ともに三百二十
フランクの過料日本役所へ取立へし日本役所へ當惡の届出書を出さゞして荷卸シ
或ハ其事を謀てる品々を次の十條ニ定てる通取押へ日本役所へ取立へし荷物の中
積目錄に載さる品を取隠し主收納を減せんと仕組てる者ハ其品を日本役所へ
取上ル事し
日本の開らさる港まて密貿易をなせハ勿論其仕組有之候蘭西船ハ其品を日本役所
ニ取上の上犯せるものニハ五千四百フランクの過料を納ル事し

修復の為入津の船より運上ある〳〵積荷を陸揚し日本役所へ預るべしといへども藏敷作事等に番人等の諸入用に相當の儀を出すべし

若其荷物の内を賣拂ふ時は其荷物丈は規定の通日本役所へ運上を納むべし

積荷を同港の他船へ移す時は日本役人見分之上事情明白に相分り免状を受る上は定の運上なし

阿片の輸入を禁ずる故若日本に高賣ふ事有佛蘭西船阿片の量日三斤以上船中に所持する時は其餘量を日本司人取上屆し且阿片を密商し或は其事を謀る非事は阿片一斤ごとに八十フランクの過料を日本役所へ取立屆し

第三則

品物を送る荷主又は引受人の者より入津の荷物を陸揚せんとする者は其積荷の差出書を日本役所へ出すべし

此書面は荷主又は引受人の名前積送る船の名荷の記号番付其積荷之仔數石高毎品の代料を認め其總〆高を其書付の末に認むべし

都て此差出書付は荷主又は引受人認る偽りなき書面にて日本役所の規定之如く作るべし

日本役人右之通差出ある荷物の内或は物体を視察の為改むべし

若運上役所より引上改る事ある時は輸入人立会其品改め役所へ差出さるゝ事

改終る上は素の如く取始末すべし取調方格外特日を費さゞるべし

荷主或は輸入人銘々持受の品改め役所より引渡さゞる前輸入の途中日本役人へ差出さるゝ事

破壊損傷之品は心得違之者は其段運上役所へ申立其品取扱ふ職業の商業

為ることの両人已上出港直組いろ〻其荷物毎ヶ損し高を歩割ヶ記し其記号番
数とも已に證書に認めしむる日本役人立合ひて直組人
無く持参の差出書に依無高の印を引洛すべし但し條約第十五條之取極の通
上役所ヶて取扱ひ事故障あるべく諸運上納商の後運上役所ヶ陸揚不苦候
免許状を渡すべし品物陸方ヘ運上役所ヶても船中ヶても其有ヶ預ヶ仕
運上役所ヶ差出已前船中積込てある荷物若ヶ運上役所ヶ差出し商の上禁制の品物を
竊ヶ荷積の内ヘ入有之ヘ改ヶ上日本役所ヘ取上申し
船中當用の品又ヶ条約旅客の當用衣類等ヘ運上役所ヘ差出すに及ばず
其名前残認むべし

第四則

出港手数を預ヶ船ヘ十二時（佛蘭西二十四時）前ヶ運上役所ヘ出ヅ
せざる時取扱ヶ勿論ヶ候し右手数差遅るゝ時ヘ日本役人ヶ船司又ヘ頭立ヶ有
其船荷主取引人等ヘ其段ヶ候し（佛蘭西ヨリ）申達すべし

佛蘭西軍艦ヘ入港出港運上役人差揃ふ事
佛蘭西飛脚の為差入港出港の手数
外ヘ告書差出書の手数ヶ
ハいろ〻ヶ薪水食料等用意の為入港の錨漁船或ヘ難船ヘ其積荷の告書を出さ
ずとも若其積荷を賣掛んと預ヶ時ヘ第一則の通定式綺入の手数と
いろ〻し

税則并條約書中ヶ船と唱ふるものハヤウイル。バルク。ブリッキ。ゴウエレット。スループ。

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

ワッペルの等を綴じ合わせるもの

第五則

日本運上役所の規則に違ひある偽文書、積荷目録を出し免許証に名前を記せる事、其犯すことに六百七十五フランクの過料と日本役所へ納むべし

第六則

噸税は日本開港の場所において佛蘭西商船より取立てそれぞれの運上役所へ納むべし

一、船の入港毎噸　八十一フランク

一、船の出港毎噸　三十七フランク八十サンチーム

一、免許状毎　八フランク十サンチーム

一、場所ごと健固状毎　八フランク十サンチーム

其外の各書毎　八フランク十サンチーム

第七則

惣て日本の開港の場所に陸揚する物品より左の運上日錄に從ひ其他の運上役所へ相納むべし

第一類

貨幣に造りある金銀并に造らざる金銀當用の衣服

家財并に商賣のために要する書籍

一、右の品々運上なし

第二類

凡て船の造立并に修復或は船艤の為めに用ゆる

鯨漁具の類

塩漬食物の諸類
パン 麦パンの粉
生ける鳥獣類
石炭
家政造るべき材木 米穀並に器械
木綿及羊毛の織もの
トタン 鉱 錫 生絹
右之品々は五分の運上を納むべし

第三類
製する茶油或は醸す酒々の製法を造るたる一切の酒類

右々三割五分の運上を納むべし

第四類
凡て家僕と奉ずる品々は何ぞよらず或割の運上を
金銀貨幣樟銅の外都る日本に産し積荷物は五分の運上を納
むべし 米麦を日本迄海を係蘭西人を乗組ましめ船々
食料のほかの用意は無くとも積荷のこと
て開きたる港小持来りし外国の穀物と雖
輸出をゆるし

日本産する所の銅日本要用の餘分ありましば其時々公けに入れて買渡をゆるし
神奈川を開港の後五ヶ年に至る日本或は佛蘭西政府の望みに依て出港入港の税則を
再議をゆるし

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3
ガラス使用

日本開港場ニ於ケル貊利太泥亜商民貿易ノ章程

第一則

日本開港ノ場所ニ於テ貊利太泥亜商船入津次第二十四時中（但日曜日ヲ除ク）又船司又ハ頭立ル者ヨリ日本役所ニ於テ貊利太泥亜コンシュルノ請取書ヲ差出スヘシ

第二則

右請取書ヲ貊利太泥亜國ノ按通認ル船日錄其ノ乗組ノ者ヨリ貊利太泥亜コンシュルヲ預ケ置ル請取書ヲ

第三則

若シ其者ヨリ其船ノ差出書ヲ出サヽルトキハ

第四則

右ハ入津ノ船ノ名其船ノ仕出シ場ノ港ノ名噸數船司或ハ頭立ル旅人ノ名乗組者ヲ節ハ一船ノ乗組人數ヲ記シ入ル

第五則

無ヲ告ヲ船司或ハ頭立ルモノ虚書ヲ以テ諮擬トシテ賞人ノ名前ヲ記スモノアラハ

第六則

同時ニ其船積荷ノ告書ヲ役所ヘ預ケヲヽシ

水野筑後守　花押
永井玄蕃頭
井上信濃守
堀織部正
岩瀬肥後守
野々山志摩守

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

右ハ其荷物の記号其ニ番付且ツ来ル日行数等を送状と照し詳ニ通ス事

の名を記すべきもの

船中用意の品物の目録を告書ニ加フル事

但船中用意の品々書面之通相違なき旨船司又ハ頭立ツべきもの奥書ニ其名前を記スベシ

此告書の文面相違の廉日本十二時（猶利太泥亜の二十四時但日曜日を除く）の中ニ改ムルにおゐてハ其品二重の違上ニて日本役所へ納ムベシ

又ハ若其期限後ニ至り書改る歟又ハ告書ニ書入れざるにおゐてハ十五トルラルの過料を日本役所ニ納ムベシ

積荷逐日録告書中ニ載さる所の品を陸揚ずるにおゐてハ其品二重の違上ニて日本役所へ納ムベシ」

船司或ハ頭立つるもの入港の手数納方前書之期限後ニ至り時ニ過料として一日毎ニ六十トルラルの過料を日本役所へ納ムベシ

第二則

日本政府ニ於ル港内入津の船ニ（軍艦を除く）運上方改の役人乗組ずる儀当然ニつき

乗組の者ともハ右役人ニ対シ不敬等ニて事ニ依ては船中可成丈ケ相当の用便とるべし

夜中ハ日本役所ニ於ル許ニあらざれバ荷物の陸揚仕事置ク

ダリロとも夜中ハ日本役人鍵を卸或ハ印封しまたハ其ほかニ荷物を引当等のものハ其犯ずる人ごとに六十トルラルの過料を日本役所ニ取立ツベシ日本役所ニ当然の届書を出さゞるニ荷卸ずるニ或ハ其事を謀ずる品ニハ次の七條ニ定ずる通取押ヘ日本役所ニ取上ベシ

荷物の中積荷逐日録ニ載さる品ニを取隠シ置収納を減ゼんと仕組ずる者ハ其品と日本役所ニ取上ベシ

日本の法ずる処ニて密貿易をなす分論其仕組有之歟利太泥亜船ハ其品と日本役所ニ取上ニ犯ずるごとに千トルラルの過料を納ムベシ

修復の為入津の船に運上あるく積荷と陸揚して日本役所へ預るべしといへども臧數仲支并書人等の諸入用は相當の償を出すべし

若其荷物の内と雖船の特に其荷主の規定通日本役所へ運上を納めたる積荷を同港内の他船に移す時は日本役人見分之上事情明白に相分り免状を受る上は定の運上あるし

阿片を輸入禁制なる故若日本、當津に来る猶利太泥亜船阿片の量目三斤以上船中に有特来る時其餘量は日本役人同伴夜立入し且阿片を密商或は其事を謀る輩は阿片一斤に付て十五ドルラルの過料と日本役所へ夜之内

第三則

品物を送る荷主又は引受先を若々入津の荷物を陸揚せんとする者は其積荷の書出書と日本役所に出すべし

此書面は荷主又は引受人より若荷積送てる船の名荷印記号番付其積荷之仔數石高毎品之代料と認めたる其趣意の高と其書面の事に認違なしと都て其書出書付は特主又は引受人認てる偽なき證據を申さる書面にて日本役所之規定に準ずる隠し荷物なき證據として銘々名面を記すべし

右之通積荷目録差出書等の書類日本役所へ差出差書付引合を積荷の用意品等取調海上の品物とも日本役所の預りとなすべし

日本役人右之通差出たる荷物の内或は過不足を定式の通改もべし

若運上役所へ引渡ざる事ありて時は輸入人の失費お拂ひ可成丈品物の損をさる様にいたし改帳の上は素の如く取扱来るべし

若又或は輸入人銘々特受の品改帳役所へ引渡さてる荷輸入の途中日本役所へ出さゝる以前の破壊損傷の品々は其段運上役所へ申立其品取

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

第四則

出港手數を務る船ハ日本十二時 猿利太泥亜 十四時 第三時限中ニ右手数遅滞なきを務むべし

以後ハ日本役人ハ船司又ハ頭立つ者并ニ其船荷の取引人等の其段申渡し猿利太泥亜ニ上陸に申達べし

猿利太泥亜軍艦ハ入港出港運上第一の手数に及ぶ

猿利太泥亜飛脚の為比並ニ船入港出港の手数も一日よりして日本に上陸する旅客并ニ品々の外ニ告書差出し書面の手数ハ一ツ度ニても入港の度毎に出港入港の手数ハ一ツ度ニ心得べし

新水食料ニ用意の為入港の難漁船或ハ難船ニ其積荷の有無ニ拘ハらず運上役人等乗組いつニても其為ニ損し高を歩合ニ記し其記号并ニ数ニても証書ニ認め立合て直ニ役人等ニ名を記せべし右ニ証れ為ニ持参ニ告出書ニ依ニ第十五ヶ條ニ取極之通運上役ニ而取極むる故障なくくくニ諸運上物(別行ニ書)ニ後運上役ニ而ハ陸揚右ニ限ニ免許ニ仕ニ而ハ船中ニ而も其者の預ニ任ニ置べし

輸出ニ極ニ成ニ荷物ハ船ニ積込ニ成ニ前ニ運上役ニ而ハ船名并ニ荷物の記号并ニ高并ニ数量目性合并ニ代料を記ニ成ニ告出書ニ仕ニ而ニ運上役ニ渡ニ成ニ其者の預ニ仕ニ置べし

運上役ニ而ハ告出ニ成ニ荷物并ニ積込ニ成ニ荷物ニ而ハ船中ニ而ニ荷物ニ成ニ荷物ニ而ハ運上役

其積荷を賣拂ふと雖も第一則を適守せざる時は第一則を適守せざる時は第一則を適守せざる時は

凡て船の造立経具修復或ハ船装の為ニ用ゆる品ニ鉄漁具の類

塩漬食物の諸類　パン并ニパンの粉　生ル鳥獣類　石炭

家を造ルニ多クの枝木并穀　蒸気の器械　木綿及羊毛の織ルもの

トタン　鉛　錫　生綿

右ニ品々ハ土ニ於ての運上を納むへし

第三類

都て茎蒲或ハ藺ト種々の製法ニて造ルニ一切の筒類

右ニ三割五分の運上を納むへし

第四類

凡て前條ニ挙ル品々ハ伝ふるよふ運び就割の運上を納むへし

金銀貨幣棹銅の外都て日本ニ産し横浜ニて移出そる品物ハ出ル口ニ於て運上を納むへし」

米并麦ハ日本近海の物利太泥亜人并ニ船ニ乗組そるもの及船中旅客食料の為の用意ハ無ふとも積来ニて輸出そるものを許すへし

物利太泥亜船ニて南そたる港ニ持そ行ク外國の穀物ニ陸上けそさる時ハ故障なく再ひ輸出そへし

日本産そる所の銅ハ日本要用の餘ニ於ても其時ニ公ニ入れそ賣渡すへし

水野筑後守殿

永井玄蕃頭

井上信濃守

堀織部正

神奈川ト開港の後五ケ年ニ至り日本或ハ物利太泥亜政府の望ニ出ル入港の税則を再議そへし

阿蘭陀國王と帝國大日本大君と両國之懇親且商賣の困を廣くせん事を欲して阿蘭陀國
王八其臣又を阿蘭陀コミサーリスメーストルヤニヘンデリッキドンクルキュル シュス命し
日本大君ハ永井玄蕃頭岡部駿河守岩瀬肥後守ニ命し双方委任の書を照應して下
文之條々を改合議変定ル

第一條

阿蘭陀国王ハ江戸ニ居留セル ヂプロマチキアゲントを任ル又此約書ニ載る所
蘭陀貿易の為ニ開ラしめる日本各港の内ニ居留セるコンシュル又ハコンシュライルアゲン
トヲ置ト雖モ其日本ニ居留セるヂプロマチキアゲント并ニコンシュルセ子ラール
各職務を行ひ特ニ日本の部内を旅行セる事ニ免許あるべし

日本政府ハ阿蘭陀府ニ居留セる政事ニ預る行人を任ル又右蘭陀国の各港ニ居留セる
諸取締の役人及ひ貿易を處置セる役人を任ルニ其政事ニ預る役人ヲ以頭立ヲ

岩瀬肥後守
永井山城守

取締の役人その他蘭館国別等の日より其部内を旅行致し

第二條

長崎および館舘の外次に載る場所を左の期限より開くべし

神奈川　千八百五十九年七月四日　西洋紀元十八百五十九年

兵庫　旧新ともに五十四ヶ月の後より　千八百六十三年一月一日

此外西国岸よりおよそ今より九十八ヶ月千八百六十二年一月一日の後より一港と開くべし其場所ハ開港以前に定むべし

神奈川港を開く後六ヶ月の内に下田港を鎖すべし

第三條

此箇條の内に載る各港ハ阿蘭陀人も居留を許すべし且住宅倉庫を建る事をも許すべしといえども是を建るに就ては要害の場所を撰ぶ事は勿論なり

為に其建物と新築改造修補とをそる事あらん時ハその日本役人これを見るに及ぶべし」

阿蘭陀人建物の為に備え得る一個の場所および港ハの定則を各港の役人と阿蘭陀コンシュルと議定をなし若談ぜざる時ハ其事件を阿蘭陀ヂプロマチーキアゲントと日本政府ニ訴て裁置をなすべし

其居留場の周圍に門墻を設けまた出入自在たるべし

阿蘭陀人日本語或ハ日本術藝を学び及ぶべき丈人柄を撰び聞をなる陸を並て傳授せしむるの妨をなすべし江戸居留の阿蘭陀役人是等のあるにより其高官の上日本政府より其人を撰びて学をしむべし

江戸　千八百五十九年七月より九ヶ月の後より　千八百六十二年一月一日

大坂　旧新ともに五十四ヶ月の後より　千八百六十三年一月一日

右二ヶ所を阿蘭陀人居留地とし且此両所の町ならびに阿蘭陀人建家と備をなす為に相当なる一区の場所および散歩をなすべき短程ハ追て

阪南院のデプロマチーキアゲントと日本役人と談判及ひ
双方の国人品物を賣買する事総て障うる〳〵其拂方等に付ては日本役人と阪南院人より得る品を賣買し或は承諾をもとめ諸日本人阪南院人より得る品を賣買し或は承諾をもとめ
約の該犯行ふ期限以前日本国内に船客をとゞめ
置用の諸物を日本役所より外国人互に引き揚あるべし
日本の茶其外日本の麦は日本運出の阪南院人并に船中旅客食
料の為の用意は兼ねても積荷として輸出する事を許すべし
日本産出の銅銭を以て日本役所にて其時に公けの入れを以て神奈川兵庫
長崎に於て拂ひ渡すべし
在留の阪南院人日本の賤民を雇ひ且諸用事を売る事も許すべし

第三條

総て国地より輸入輸出の品々別冊の通日本役所へ運上を納むべし
日本の運上所にて拂金申立の価を好りと察する時は運上
事を許すべし若し拂金若くは不足の時は運上所より仮に
第免する時は其價を以直に買上べし
阿片の輸入を厳禁す若阪南院高拾三行ゞ上を持渡りは其過量の品を没収
輸入の荷物実価の運上納済の上は日本人より国中は輸送
若他の国人転売の高を減ずる為阪南院人も同様に處置
すべし

第四條

外国の諸貨幣を日本貨幣同種類の同量として通用
五ヶ品物の代料を拂ある日本と外国との貨幣を用ふる事
日本人外国の貨幣に換それに阪南院の後孔一ヶ年の間各港の役所より日本貨幣

（金銀を銀と量目を以て比較をもとめ双方の国人

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

を以て阿蘭陀人預め予告を為すこと日本諸役員は銅銭を輸出すること得ず外国の金銀を貨幣に鋳るも輸出せざること

第五條

阿蘭陀人に対し法を犯せる日本人を日本役人より阿蘭陀人を阿蘭陀コンシュル裁断所にて吟味の上阿蘭陀の法度を以て罰すべし

阿蘭陀コンシュル裁断所は日本奉行所と双方商人連債等の変と雖も互に訴訟あるべからず

都て條約中の規定並に別冊に記せる所の法則を犯すに於ていコンシュルは申述し取上品並に過料は日本役人に渡すべし

両国の役人は双方商民取引の事に付て苟も構ひを受けざるべし

第六條

日本開港の場所より凡そ阿蘭陀人指歩の規定左の如し

神奈川　六郷川筋を限とし其他は各方へ九十里

箱館　各方へ九十里

兵庫　京都を距る二十里か此へ十里且兵庫より来る船にて乗下りの間所

都て其里數は各港の奉行所又は役所より陸路の程度なり

長崎　其町の周圍にある御利家を限とす

寺社茶店休息所の外墓場請役所等へ門ある所迄到るべし

阿蘭陀人重立たる悪事にて裁断を受又は不身持にて再び裁許に処せられ一旦居留の場所より一里外を出る者又は日本奉行所より国元退去の事を其地在留の阿蘭陀コンシュル小使等へ申立たる上退去の期限猶豫の事はコンシュル其者とも詰合の奉行和蘭コンシュル紙幣申立ようて叶ふべし其期限を過て一ヶ年と越べからず

第七條

日本より阿蘭陀人自ら其国の宗旨を念じ禮拝堂を居留場の内に置き障りなし
若し其建物を破壊し阿蘭陀人宗法を自ら念ずるを妨げ
阿蘭陀人日本の堂宮を毀傷せざる様互に心を用ゆべし又若して日本神佛の禮拝を妨け
神躰佛像を毀る事あるべからず

第八條

阿蘭陀ヨリエルの領より依て都る出奔人若し裁許の場より逃去りを召捕又ヨリエル
ヨリエル捕人を獄る罪人を獄る等の事叶ふべし且陸地若し船中にある和蘭陀人
不法を戒め規則を遵守せしむる為ヨリエル申立次第助力すべし右等の諸
入費若し領主より依て日本の獄を修造する者の雑費を弁ずる為阿蘭陀ヨリエルより償ふべし

第九條

此條約を以て互に通用の品々を本書同物双方の臣民互に通商すべし
外國人民を免許する寛猛善悪阿蘭陀人ヘも直に言許すべし此書面に載る事は
其場所ごとの規定を備ふべし
安政二乙卯十二月廿三日 一八五五年 長崎に於て取極める條約の内存ずる所
同四年丁巳八月九日 一八五七年 其附録として有智せし約書此條約中に悉せる
ごとく奉ずべし

日本貴官又委任の役人と日本に事ある阿蘭陀のデプロマチーキアゲントと此條約の現
則並に別冊之條と全備せん為要する処の規律等談判を遂ずべし

第十條

今より九百十九月の後即ち一八百七十二年七月四日より双方政府の存意を以て両国の内より一ヶ年前に通
達し此條約並に長崎條約の内存ずる別冊とも双方委

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

任の役人実験の上談判を尽し神じ或ハ改る事を得べし

第十一條

右條約の款を千八百五十九年七月九日即十八百五十九年七月四日
も都合次第其手続を長崎に於て有之候様可致候

書取替し済次第此條約の款々此期限より執行可致候

本條約の阿蘭陀ハ阿蘭陀国王自ら名を記しセケレーフスフンスタート・ともに
自ら名を記し阿蘭陀国の印を鈐し日本ハ大君の御名と奥印と署
す高官の有名を記し印を調して誇とすべし斯の如く安政五年戊午七月十日
即十八百五十八年江戸府に於て談判治定せり此証據として茅も記したる両国の役人等
八月十八日
名を記し調印するものや

永井玄蕃頭 尚

税則

第一則

日本開港の場所へ阿蘭陀商船入津次第二十四時中但日曜日を除く小船司又ハ頭立る者日本役所へ阿
蘭陀ニヒールの請取書を差出すべし
此請取書ハ阿蘭陀の検通認てる船用錨其外の手数と阿蘭陀ニヒールに預けらる請取書
同時に其者ゟ其船の差出書を出すべし
是ハ津の船の名其船の仕出し場の港の名順数船司或頭立たる者の名乗組る旅人の名但
の有ハる時ハ
認のる一船の乗組人数を認てる井ゟ書面ゟ通相違なきを船司或ハ頭立ゟ
ゟとの奥書し證據として当人の名前を認てるとのゟ

岡部駿河守
岩瀬肥後守

又同時ニ其船ノ貨積荷ノ告書ヲ役家ヨリ領シ受ケ候ハヽ
是ヲ其荷物ノ請牒並ニ荷付且其入用賃銀等ヲ送状ヲ認メ通ヒ写シ荷物引受先ノ人ニ
名ヲ記セシムヘシ

船中用意ノ品物ノ目録ヲ告書ニ加ヘ候ハヽ

但船中用意ノ品モ書面ノ通相違ナキヤヲ船司又ハ頭ヨリ望書シ其名家ヲ記
ヘシ

此告書ノ文面和蘭ノ暦日午十二時（但日暮ヲ改ム）中ニ心得ヲ改ムヲ於テハ過料ノ沙汰ヲ
及ヘシ若期限後ニ至ル書改ムル又ハ告書ニ書ノ
ノ過料ヲ日本役所ヘ納ムヘシ

積荷ノ総目録告書ノ中ニ載ラルヽ品ヲ陸揚ヲナスニアルヘキ又ハ其ニ重ノ運上ヲ日本
役所ヘ納ムヘシ

船司或ハ頭ヨリ荷物ノ期限ヲ後ル時ハ一日ニ付毎

日本役所ヘ百五十ギルデンノ過料ヲ納ムヘシ

第二則

日本政府ノ其港内ヘ津ノ船ヘ運船（艀船）ヲ運上改方ノ役人乗組中ノミニテ常ニ
ノ者共ヲ此役ニ付ヘカラス不敬ノ事アラハ船中成丈未当ノ用便ヲナスヘシ

夜中ハ日本役所ヨリ許ヲ得ルニアラサレハ荷物ノ揚ケ船ヘ出入ヲ荷物仕舞ヲ
ロヘカラス夜中ハ日本役人鍵ヲ卸シ或ハ印封ヲナシ置ヘシ

ルヽヲ許ヲ受ケ又ハ鍵印封ヲ破ル品物ヲ引出ヲ者ヲ其犯セル人毎ニ百五十
ギルデンノ過料ヲ日本役所ヘ取立ヘシ

日本役所ヘ相当ノ告書ヲ出シテ荷卸ヲナスヘシ或ハ其荷ヲ調ル品ヲ次ノ箇條
ヨリテモ過有ル物ハ日本役家ヘ有ヘシ

荷物ノ中積荷目録ニ載ラル品々ヲ看隠シ置収納ヲ減セシ人ヲ仕組ル者ヲ其品ヲ日本役所ヘ
取上ヘシ

日本の開くる港まで客船賃として為替にて前其仕組なる荷前其品を日本役家小原
止の上犯すべき毎人三十五弗五十セントルデンの過料を納むべくし
修復の為入津の船には運上を減じ積荷を陸揚しまた日本役家に預る所しもの
並に客人その請入用は相當の價を出すべくし
若其荷物の内と雖も禁ぜざる品高しまた其荷を請る筈は一ケ毎に三十八ギュルデン
積荷と同港内の他船へ移す時は日本役人見合の上事情明白なる相分り免状を受る上
定の運上を
阿片の輸入を厳禁なる処高しまた其荷を請る筈は一ケ毎に三十八ギュルデン
二十五セントの過料を日本役家へ納むべし其組合の人数の多少に拘らず
同じく

第三則

品物を送る荷を又は引受主の者より入津の荷物を陸揚せんとする者は其積荷

の之出書を日本役家小出し
此書面を荷主又は引受人の名前積荷の件数名高
毎品の代料を記し其面段のメそれを其書付のまゝ認むべし
都て此差出書を持主又は引受人認むる偽りの價を申立書面して日本役家へ渡
ゆうもの隠し荷物あるか證據として銘々名前を記すべし斯の如く積荷目録差出ざる
有間敷候品物とも日本役家の預りから候ものは
日本役人右を通告出たる荷物を因或は悪徒名体を変式う通改をなし若違上役家より
止改る事つる時は入人の失費を以て成べき品物の移をなし私して改海の上は素の如く
取始末をへしむる格外時日を費さゞる様可致候
荷主或は積入人銘々受持の品改帳役家より引渡す以前輸入の途中日本役家以外に
壊損傷の品に心附く時は當人より其段速に役家へ届出其品有形の儘荷を

ろ右両人以上出金百両迄ハ其金高ニ応し歩割ヲ以記し其諸牒番数ともに証書ヲ認込ニいたし日本役人ニ会ニて正証ニ此証札差ヲ持参の者ニ渡候ニ付証書ニ添候高の内ニて通運上役ニて有形の事故障なきニおゐてハ諸運上納済の後運上役ニ於ニ陽若干かニさる免許状ヲ渡ニ及ひ運上役ニて船中ニて女者の類ニ候ハ輸出ニ相成ニ候ハ運上役ニて船名荷物の諸牒番号高内ニ入まて禁制の品ニ改の上日本役人ニ於ニ陽ニ候ハ輸出ニ相成ニ候ハ荷数量目性合ニ応ニ代料ヲ請取ニ差出書ヲ出し書面ニ通荷

日本運上役所の規則に遵ひたる偽なき積荷目錄を出し并に證書に名前を記せる筆を其の毎百三百十八キュルデン七十五セントの割合を日本役所へ納むべし

第六則

噸稅を日本開港の場所に於て阿蘭陀商船に有るときと雖も其の通其の地の上役へ納むべし

壹噸に付 三十八ギュルデン二十五セント

壹船の出港手數料 十七キュルデン八十五セント

支那の免狀に付 三ギュルデン八十二セント半

其外の各書に付 三ギュルデン八十二セント半

第七則

給る日本開港の場所へ陸揚する品物又は其の運上目錄に從ひ其の地の日本役所へ納むべし

第一類

貨幣に造る金銀并に造らざる金銀當の衣服

家財并に商賣の爲めにする書籍 但し日本に渡海の者の手荷の品に於ては若當掛りの官吏の檢査を經べし

在留住人自用の飲食物并に書籍 此品に若當掛りの官吏の檢査を經べし

右の品々は運上なし

第二類

それ船の造立修復或は船裝の爲め用ゆる品々 鎖漁具の類

鹽漬食物の諸類 パン并にパンの粉

石炭 右を造るの材木并に鞴等の器械 トタン 鉛 錫 生絲

右に記せる品々の運上は納むべし

第三類

都て並酒或は醸し種々の製法を以て造りたる一切の酒類

右は三割五分の運上を納むべし

第四類

穀類

右は米麦其他穀類の一切を云う

金銀貨幣並に諸物品の輸出入の時は五分の運上を納むべし

右は神奈川開港の條約書に載せたる規則を再議すべし

永井玄蕃頭 花押

岩瀬肥後守 〃

帝國大日本大君と亜墨利加合衆国大統領と親睦の意を堅くし且永續せん為に両国の人民貿易を通ずる事を欲する為に親交及び貿易の條約を取結ぶ事を欲し日本大君は其事を井上信濃守岩瀬肥後守に命し合衆国大統領は日本に差遣ある亜墨利加合衆国のコンシュルゼネラール名トウンセンドハルリス欽差命し双方委任の書を照應して下文の條々を合議決定られ

第一條

自後日本大君と亜墨利加合衆国と世々親睦ならしめ日本政府は華盛頓に居留する役人を任し又合衆国の各港の内に居留する諸有締の役人及び貿易を取扱ひ其改革を預る役人を任じ置き及び領事を置く役人は合衆国の到着の日より其国の部内を施行すべし

合衆国の大統領は江戸に居留するプロテキアゲント名を任し又此條約書

又載る亜墨利加人民貿易の為め日本各港の内に居留するコンシ
ル官又はコンシュラールアゲント官等を任ずる事其日本に居留するダプロマチーキアゲン
ト並にコンシュルヲラール職務を行ふ時より日本國の部内を旅行する免許あるべし

第二條

日本國と歐羅巴中の或る國との間に若障を記る時は日本政府の嘱に應じ合衆国の
大統領和親の媒をなして扱ひ為すべし
合衆国の軍艦大洋を行過なる日本船へ公平なる友誼の取計ひ為すべし且阿蘭陀
加ヨンエルの居留する港日本船入る事あるときは其各国の規定ようて友誼の取計
ひなすべし

第三條

下田箱館の港の外次ぎに新の場所を左の期限を以て開く

神奈川　午三月より凡十五ヶ月の後より
長崎　日附
新潟　日附凡二十ヶ月の後より
兵庫　日附凡五十六ヶ月の後より

若新潟港を開き難き事あらば其代として同所若後より一港を別に撰ぶべし

神奈川港を開く後六ヶ月より下田港は鎖すべし
此ヶ條の内に載る各地に亜墨利加人の居留を許すべし若国の者は一箇の地を備を
出して借り又其所の建物を買ふ事妨なく且住宅倉庫を建る事をも
許すべしといえども要害の場所を構建る事なき様すべし
此規を堅くせん為に其建物を新築改造修補するの時は日本役人見
を見るべき事當地にて

神奈川　午三月より凡十五ヶ月の後より　西洋紀元十八百五十九年
長崎　日附　七月四日
新潟　日附凡二十ヶ月の後より　十八百六十年
兵庫　日附凡五十六ヶ月の後より　一月一日
　　十八百六十三年
　　一月一日

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

亜墨利加人建物の為め借り得る一箇の場所及
利加ヨシエルと議定を為し若規定に從ふ時は其時幷を日本政府と亜墨利加ヂプロ
マチキアゲントを示して處置を為し其居留場の周圍に門墻を設け出入
自在を妨へし

江戸　千八百六十二年　一月一日
大坂　同　千八百六十三年　一月一日

右二ヶ所亜墨利加人共商賈を為し同居を為す事と得へし其所の町〻より
亜墨利加人建家　賃を以て借る事を得る一區の場所并に散歩をへき程
ハ追ろ日本役人と亜墨利加のヂプロマチーキアゲントと談判をへし
双方の國人品物を賣買をへき事総て障ることなし其掛ろ等に付ては日本役人さき
に立合ひ諸日本人亜墨利加人より得をへき品と賣買し或ハ所持をへき偽ま物
軍用の諸物ハ日本役所の外へ賣をへからず若し外國人至の取引ハ之を構つる事をへし此ケ
条ハ條約書取替の時より六日本国内これを行ふへし
米麦ハ日本逗留の亜墨利加人并に船中旅客食料の為め用意ハ兵
ふとも積荷として輸出をへき事と許さず
日本摩をへき所の銅錢ハ日本役所にて其時々公けの入札を以て拂ひ渡をへし一
在留の亜墨利加人日本の賤民と雇ひ且諸事を言ひ付をへき哉を許をへし

第四條

総て国地輸入輸出の品々別冊の通日本役所へ運上を納をへし
日本運上所ある所の主申立の價を好ありと雖ども運上役ある相當の價を附其
ハ物を買ひ、事を訟をへし若主若買手を召も時ハ運上所より附ける價に
從て運上を納をへし承允をへき時ハ其價を以て直ち買上をへし

合衆国海軍用意の神奈川長崎箱館の内に陸揚し庫内に蔵めて亜墨利加商人守護をることハ運上の件及ひ若品を売捌く時ハ曾て日本役人より規定の運上と阿片の輸入厳禁なる若亜墨利加商船三斤以上を持渡ハ其品亜墨の品ハ日本役人奥を取上ケし

輸入の若物定例の運上納候上ハ日本人より国中を輸送すとも別に運上取立る事なし

亜墨利加人輸入せる若物ハ此條約を定めまたより後ち運上を納る事なく又日本私及ひ他国の商船より外国へ輸入せる同し若物の運上高と同しくすへし

第五條

外国の諸幣貨ハ日本化貨幣同種類の同量を以て通用せしめ金ハ金銀ハ銀と量目を以て成換をなす

双方の国人互に物價を償ふ事ハ日本と外国との貨幣と同様なるへし

日本人外国の貨幣を償ひそれハ開港の後凡一ケ年の間各港の役所より日本の貨幣を以て亜墨利加人領次第引換渡すへし尚後鋳造の為分割を出すへきなり

日本諸貨幣を銅銭を輸出する事を許す外国の金銀ハ位の割を鋳さるも輸出いへし

第六條

日本人対手法を犯せる亜墨利加コンシル裁断所ハ吟味の上亜墨利加の法度を以て罰すへし亜墨利加人対手法を犯せる日本人ハ日本役人ハ其の上日本の法度を以て罰すへし

日本奉行所亜墨利加コンシル裁断所ハ双方商人連債等の事を公けに取扱ふへし

都て條約中の規定ハ別冊に記せる所の法則を犯せるものハコンシルら申達取上品を過料ハ日本役人ハ没収をなし

両国の役人双方ハ商民取引の事を付て先掲の事るし

第七條

日本開港の場所より亜墨利加人遊歩規程

神奈川　六郷川岸を限とし其他八各方へ九十里

箱館　各方へ九十里

兵庫　京都と距る事十里の内八亜墨利加人立入さる方角と定め各方へ十里
且兵庫より乗り船へ乗組人八猶若川より海岸迄の川筋を越ること

都て里数八各港の奉行所又八領用所より陸路の経度之一里八亜墨利加の四千三百七十二ヤールト
日本の九三十三町四十八間一尺寸法なり

長崎　其周圍にある役所を限かれ

新潟八港内の上境界を定むへし

亜墨利加人童立てある恋支乃うて裁許を請文を不身持ありて再ひ裁許之及ハれし
者ハ右両の場所より一里外へ出ること其者等ハ日本奉行所より国化退去の後を其
地在留の亜墨利加コンシュルに渡すへし

其者を諸引合等奉行所若コンシュル執明の上退去の期限猶豫の後ハコンシュルより
申ニ依て相叶ある事しなき其期限ハ凡て一ケ年を越ゆることなし

第八條

一日本にある亜墨利加人自ら其国の宗法と念し禮拝堂を右両場の内ニ置も障ること
一並ニ其建物を破壊せ亜墨利加人宗法を自ら行ふと好ざる事なし
亜墨利加人日本人の堂宮を毀傷する事あるへからず又ハて日本神仏の穢等し妨ケ神躰仏像を
毀る事あるへからず

双方の人民互ニ宗旨の義ニ付ての争論あるとき日本長崎役所ニ於て御糾の仕事ハ
政事奉行

第九條

亜墨利加コンシュルの預ニ依て都る出奔人若ニ敵許の場より逃去りしものを召捕又ハコンシュル
捕置たる罪人を獄ニ繋く事叶ある時ハ亜墨利加人ニ在法を戒

蕃書調所

神奈川條約 六

第十二條

安政元年寅三月三日 即千八百五十四年 三月三十一日 神奈川ニおゐて取結ひたる條約の中其條々ニ齟齬する所ハ取用ひず同四年二月廿六日 即千八百五十七年 四月十七日 下田ニおゐて更ニ取結ひたる約ニ依りて看做すべし

日本貴臣又ハ委任の役人と日本ニ来る合衆国のデプロマチキアゲントと此條約の規則並ニ別冊の條を全備せんが為ニ必要なる所の規律を評判ニ及ぶべし

第十三條

今より凡そ十八月の後 即千八百五十六年 双方政府の存意ニて両国の内どちらニても前ニ通達して此條約の内存意ある條々ニ改正を加ふる別冊ニ及ぶ委任の役人実験の上談判を遂げ神印或ハ改る事を得べし

第十四條

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用

の規則ニ違背せざる為ニ此ニ記す所の諸人員并ニ預ニ依て日本の獄ニ繋ぐべき者の雑費ハ都て金銀ニて利加ニ弁ルより償ふべし

第十條

日本政府合衆国の軍艦蒸気船商船雑漢仏大砲軍用器并ニ小兵器の類其他要需の諸物を買ふ又ハ製作を誂ひ或ハ其国の学ある海陸軍法の士諸科の職人并ニ船夫を雇ふ事意の任ニ為すべし

都る日本政府注文之諸物品合衆国ニ輸送し在る官吏ニ至し合衆国親交の国と日本ニ一戦ニ及ぶ時ハ軍中制禁の品ニ合衆国より輸出せざる旨武事を扶ふべき者ニ非ざる事を明ニすべし

第十一條

此條約ニ添ふる商法の別冊ニ至ては日本双方の臣民互ニ遵守せざるべし

右條約の證として本書に記名調印す

千八百五十九年六月五日 即千八百五十九年 七月四日

又は其交換を日本政府より使節を以て亜墨利加華盛頓府に至るを以て本書を交換すべし

若し万一細事に於て此約中本書の有る所と異なる事あるも修約の談判ある迄は此約を執行すべし

本條約は日本より大君の御名と奥印と署一高官の名を記し印を調して證とし合衆国より大統領自ら名を記し七ケ二ターリス入ンスダートの館ある自ら名を記し合衆国の印を鈐して證とせし右日本語英語蘭語にて本書四通を書し其譯文に於れも同義といへども蘭語譯文を以て證據とすべし

右條約は千八百五十八年亜墨利加合衆国獨立の八十三年七月廿四日

井上信濃守 花押

山口駿河守 〃

日本国と亜墨利加合衆国との貿易の章程

第一則

日本国港の場所へ亜墨利加商船入津次第二十四時亜墨利加の暦八時但日曜日を除く中に船司又は頭立ちる者より日本役所へ亜墨利加国の諸役の書分を差出すべし

此請取書は亜墨利加国の検印通詞より船目録に記し其外の書類と亜墨利加国の役人に渡す其者より其船の名出書を出すべし

右入津の船の名其船の仕出場の港の名乗来る旅人の名船数船司或は頭立ちる者の名乗来るものにて書面の通相違なきを船司或は乗組る者一船の乗組人数を調べる

頭立ちる者の奥書にて證取をして書入の名前を調べ済しとすべし

同時に其船積荷の書面を役所へ預くべし

右も其後物の増減共に書附は一日仕舞ると迄に写し取引文先の

人の名を記すもの之

船中用意の品物を告書へ加ふる事

但船中用意の品も書面の通相違なき旨船印又ハ頭立たる者自書し其姓名を記ス

此告書の文面右述の通日本十二時（西暦千八百七十四年 但日曜日を除し）の中ニ少分ニ改ル事ハ其節限り之書改ル欤又ハ告書ニ書入れそのまゝニ差出すべきや

と日本役所ニ伺ニ及ぶ

積荷銘々の銘告書中ニ載たる品ニ疑敷ものハ其品二重の運上日本役人ニ於て

船司或ハ頭立たる者ニ命じ其荷物の蓋を開かしむる事

ことに二十ドルラルの過料ニ処し日本役人ニ於て其荷物を没収すべし

第二則

日本政府より其港内ニ津の船ニ軍艦を除くの外ニ運上を取立る役人乗組ニ及ハざる事

第弐の条ニ定たる期限ニ後れ又ハ告書ニ記載の荷物ニ相違ある時ハ過料として一ヶ条ニ付

夜中ハ日本役所より許可なくして荷卸をなさゞる事

荷物積前ニ税金を納仕舞置ニ及ハざるハ勿論ニ候へ共荷物ニ疑敷ものハ日本役人ニ於て

夫ニ付ては荷物ニ封印を施し或ハ印封を破らざる様ニ心を用ゆべし

出帆の節ニ至り万一許可なくして荷物を卸し或ハ印封を破り品物を引

出等のことの有之候ハヽ其犯せる人ニ対して千ドルラルの過料と日本役所ニ於て

日本役所ニ於て荷物の売買をなさゞる事

ヶ條ニ定たる過料ハ日本役所ニ於て没収いたし或ハ其事を謀れる品ニ於ては次の

荷物の中積・日録ニ載たる品々ニ相違なき旨を証明いたし

もし日本役人ニ於て虚偽ニ証明を仕候ニ於ては其役

日本の開らける港ニ於て密売買をなされハ勿論其社船ハ没収

所ニ於ては上船ニ千ドルラルの過料を銀ニ及ぶ

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

修復の為入津の船ハ運上ある〳〵積ところを陸揚し日本役所へ預るべしといへども
曾て受取る者人等の詰合用ハ相当の僕を出すべし
若其荷物ニ向て宝掏の特ハ其荷物ハ親宅の通り本国ニ運上を納むべし
積荷を同陸の内の他船へ移す時ハ日本役人見ろの上事情明白ならバ免状を受
ろ上ハ定の運上ろし

阿片の輸入ハ堅く禁ずるに依高し又其事を謀る輩ハ阿片一斤ニ付十五ドル
元の過料と日本役家ニ納むべし其船ハ人数の多少ニ拘ず出港を差留べし

第三則

品物を送る荷主又ハ引請先の者より入津の荷物を陸揚せんとする者ハ其
積荷の差出書を日本役家へ出すべし
此書面ハ荷主又ハ引請人の名荷物の誹謗等有間敷事
右の通積荷目録差出等の書類日本役所へ差出右書付引合せ積荷の用意品等
取調済迄ハ品物を上陸せしむべからず
日本役人右の通差出ある荷物の内或ハ悪体を定式の通ニ改むべし
若運上役家より引上げ改る事ある時ハ輸入人の差出ある目録ニ引合せ改
さる様いたすべし改終の上ハ元の如く厳重ニ封印を施すべし
荷主或輸入人指ニ持詰の品改終て役家より引渡の後ハ其荷物ニ対し
ても一切苦情を言ふ事を得ず
破壊損傷の品々心得ざる者ハ当人ニ於て修復の為入津の船ハ運上ある〳〵積ところを陸揚し日本役所へ預るべしといへども
曾て受取る者人等の詰合用ハ相当の僕を出すべし
若其荷物ニ向て宝掏の特ハ其荷物ハ親宅の通り本国ニ運上を納むべし
積荷を同陸の内の他船へ移す時ハ日本役人見ろの上事情明白ならバ免状を受
ろ上ハ定の運上ろし

阿片の輸入ハ堅く禁ずるに依高し又其事を謀る輩ハ阿片一斤ニ付十五ドル
元の過料と日本役家ニ納むべし其船ハ人数の多少ニ拘ず出港を差留べし

第三則

品物を送る荷主又ハ引請先の者より入津の荷物を陸揚せんとする者ハ其
積荷の差出書を日本役家へ出すべし
此書面ハ荷主又ハ引請人の名荷物の誹謗等有間敷事
右の通積荷目録差出等の書類日本役所へ差出右書付引合せ積荷の用意品等
取調済迄ハ品物を上陸せしむべからず
日本役人右の通差出ある荷物の内或ハ悪体を定式の通ニ改むべし
若運上役家より引上げ改る事ある時ハ輸入人の差出ある目録ニ引合せ改
さる様いたすべし改終の上ハ元の如く厳重ニ封印を施すべし
荷主或輸入人指ニ持詰の品改終て役家より引渡の後ハ其荷物ニ対し
ても一切苦情を言ふ事を得ず
破壊損傷の品々心得ざる者ハ当人ニ於て修復の為

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

歩割を記し其諸牒等の数をも記すべし

右の仕払帳面を指添の書へ添附高の内を引去りし残高の内を以て係約定第四條の取扱の通運上徴収すべき有税の事故障ある時ハ

詰運上納済の後運上徴所より発掛る苦痛免許牒を渡すべし

運上徴所へ入港の船名その物の諸牒書付入高

運上徴所へも船中へも積込まざる荷物の諸牒書付入高

輸出の荷物を積込まざる前に運上徴所へ差出すべし

一 徴収量目性合並に代料を記せる出入等諸帳とも其名称を記すべし

運上徴所へ入港の船中へ積込まざる荷物を以て海の上

禁制の品を密積のものハ没収の上尚其上へし

船中雑用の品又ハ乗組客の雑用或ハ乗組人数を運上徴所へ

第四則

出港手数を報ずる船ハ日本十二時二十四時の手数を報ずべし

手数違ひ或ハ報ぜざる船ハ何時たりとも運上徴所へ

船司又ハ頭たるものハ其船の番組人等へ其旨を達し

ルコトを要す

合衆国の軍艦ハ入港出港運上徴所へ其手数を及ハ

ざるべし

合衆国所轄の蒸気船ハ入港出港の手数を一日ずつ延し日本上陸せる後

客乗と品々の外ハ告書差出すに及ハず書面の手数等一切ともに

なくとも出港入港の手数ともに

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

薪水食料を買ふの為の外國船或は外國人より受取る金高

以下之に準ず

第五則

日本港内停泊の規則を通ひらむる為め出し若しくは入港を許可せる證文を所持せざる外國船を日本役人に於て拿捕することを得

船舶を得ることを得

第六則

噸税は日本開港の場所に於ては百噸に付金一分の通貨或は其の代金を納むべし

但し其の港内に於て修繕を為すの時は噸税を納むるに及ばず

右の外諸雑費は一切之を徴せず

第七則

一 船の出港手數料 七トルラル

一 免状料 壱トルラル半

一 場所へ建固状料 壱トルラル半

一 其の他の各書料 壱トルラル半

第七則

総て日本開港の場所へ陸揚する物品には左に掲ぐる税額を納むべし

第一類

化粧に造る金銀及び金銀を以て造ふさる食物

家財並に高貴の為めにする書籍

但し日本人の為めにする者の所持の品々は運上を徴せず

第二類

それて船の走ること飛鳥の如く　鉄路員六の類
以後多くの形類　バンそれバンの形　生ずる器類　石炭
家を造るの材木家根茎それの器械　トタン　鉱錫　生絹
石の品々　五ろの建立を納もくし

第三類

都る茎菌或醸し作しの物そ造ること　一六の
右ハ三類五ろの建立を納もくし　類

第四類

それて家屋ること品々に行ること弐百
多衆作男婦并納のおの名言の類
右ハ神奈川建家係五ろの役則と再改そへし

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用

836
209
3

国立国会図書館　　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3

ガラス使用